

# 名古屋市障害者施策推進協議会

## 第2回 名古屋市障害者基本計画（第5次）専門部会

日時：令和5年7月4日（火）13時30分～

場所：名古屋市公館 レセプションホール

### 【議題】

#### 1. 令和5年度 障害者基本計画策定について

##### (1) 次期名古屋市障害者基本計画における分野別施策の基本的方向について

###### ・分野別施策の基本的方向

5 保健・医療の推進 (資料1) (1頁)

6 雇用・就業の支援 (資料2) (13頁)

8 防災・防犯などの推進 (資料3) (21頁)

3 差別解消、虐待の防止及び権利擁護の推進 (資料4) (27頁)

##### (2) 第1回専門部会（障害者基本計画）のご意見（集約） (資料5) (35頁)

### 【参考資料】

・障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画を  
一体的策定した場合の構成イメージ (参考資料1) (53頁)

分野別施策 5 保健・医療の推進

\_\_\_\_\_は修正箇所。 \_\_\_\_\_は削除。

名古屋市障害者基本計画（第4次）	名古屋市障害者基本計画（第5次）（案）
<p><b>現状と課題</b></p> <p>障害を早期に発見し、重症化しないようにするためには、健康診査の実施や気軽に相談でき、<u>早期に療育</u>を受けられる体制が必要です。本市では、各区の保健センターにおいて乳幼児健康診査などを行うとともに、市内に5か所ある地域療育センターにおいて発達相談に取り組んでいますが、近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて地域療育センターにおける初診待機期間が長期化しており、本市の<u>早期療育</u>の実施に影響を及ぼしていることが課題となっています。</p> <p>また、医療的ケア児の増加に伴い、支援に関わる関係機関の連携強化が求められています。</p> <p>20歳以上での障害の原因としては、交通事故などによるけがのほか、生活習慣病が起因となるものも多いため、本市では、生活習慣病の発症及び重症化の予防や健康寿命の延伸を図ることなどを目的として策定した「健康なごやプラン21（第2次）」により、市民の健康づくりを支援しています。</p> <p>がんや脳卒中など5疾病の一つである精神疾患の患者数は、全国で約<u>392万人（平成26(2014)年患者調査）</u>であり、この数値から推計する本市の精神疾患の患者数は約71,000人と、<u>3年間で20%以上増加しています。</u></p> <p>また、<u>全国の発達障害の患者数も195,000人（平成26(2014)年患者調査）</u>となり、平成23(2011)年度から83,000人増加しており</p>	<p><b>現状と課題</b></p> <p>障害を早期に発見し、重症化しないようにするためには、健康診査の実施や気軽に相談でき、<u>早期発達支援</u>を受けられる体制が必要です。本市では、各区の保健センターにおいて乳幼児健康診査などを行うとともに、市内に5か所ある地域療育センターにおいて発達相談に取り組んでいますが、近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて地域療育センターにおける初診待機期間が長期化しており、本市の<u>早期発達支援</u>の実施に影響を及ぼしていることが課題となっています。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>がんや脳卒中など5疾病の一つである精神疾患の患者数は、全国で約<u>615万人（令和2（2020）年患者調査）</u>であり、この数値から推計する本市の精神疾患の患者数は約<u>113,000人</u>となっています。</p> <p>また、<u>全国の発達障害の患者数も587,000人（令和2（2020）年患者調査）</u>となっています。これらを背景に精神障害者保健福祉手</p>

ページ  
1

ます。これらを背景に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加も顕著であることから、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

本市においては、精神障害者の地域生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る障害者基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業者などや、緊急に医療が必要となったときに相談・診察を受けられる精神科救急情報センターや精神科救急医療施設が整備されています。

一方、精神科に入院している約4,000人の方のうち、1年以上入院している方の割合は6割であり、また退院後の1年以内に再入院する方も6割となっています。こうした方々の地域への移行を促進し、合わせて地域の一員として、安心して誰もが自分らしく暮らせるよう、保健医療福祉の関係者が一体となって、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、地域における精神保健福祉活動として、各区の保健センターが精神保健福祉相談や訪問指導、精神障害者家族教室などを開催しているほか、精神保健福祉センター（ここらぼ）がその中核機関として、普及啓発、複雑・困難な事例への対応や技術援助などの業務と地域の課題である依存症対策を行っています。精神障害者の増加傾向は著しく、また、ひきこもり状態にある方や未治療や治療中断など医療・福祉サービスにつながない方へのアプローチ、患者本人や家族の高齢化や、アルコール健康障害、薬物、ギャンブルなど※1の依存症対策、複数の障害を有する方への支援など、地域精神保健福祉業務についても一層の機能強化が求められ

帳所持者数の増加も顕著であることから、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

同左

一方、精神科に入院している約3,600人の方のうち、1年以上入院している方の割合は6割となっています。長期入院している方の地域への移行を促進するとともに、合わせて地域の一員として、安心して誰もが自分らしく暮らせるよう、保健医療福祉の関係者が一体となって、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

同左

ています。

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることなどを目的に、平成 27(2015)年に「難病法」が施行されました。

「難病法」に基づく医療費助成制度の対象となる指定難病※2は段階的に拡大され、平成 30(2018)年 4 月時点で 331 疾病となっていますが、国においては更なる拡大に向けて検討が進められています。

難病は患者数が少なく、その多様性のために他者からの理解が得にくいほか、療養が長期に及ぶことなどから、患者にとって心理的にも経済的にも大きな負担となります。難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながらも社会参加への機会が確保され、尊厳を持って安心して暮らしを続けていくことができるよう、難病の特性に応じた総合的な支援が求められます。

医療との連携を基本としつつ福祉サービスの充実や難病の患者の支援体制の整備、ピアサポートに係る人材育成の支援に努めるとともに、レスパイトケアをはじめとするニーズに合った保健医療サービスや福祉サービスなどを円滑に利用できるよう、難病の患者を多方面から支えるネットワークの構築が必要です。

総合リハビリテーションセンターは、主に身体障害者や高次脳機能障害者などに対して相談から医療・訓練指導を経て社会復帰にいたるまでの一貫したリハビリテーションサービスを提供しています。今後も、本市におけるリハビリテーションや高次脳機能障害支援の中核施設として、専門性のさらなる向上や関係機関との連携・協働、地域の支援体制の強化などの取り組みが求められてい

同左

「難病法」に基づく医療費助成制度の対象となる指定難病※2は段階的に拡大され、令和 5(2023)年 4 月時点で 338 疾病となっていますが、国においては更なる拡大に向けて検討が進められています。

同左

同左

※ 総合リハビリテーションセンターのあり方の検討状況などを踏まえ計画策定部会第 3 回（まとめ）において変更可能性あり。

<p>ます。</p> <p>また、行動上の障害や意思疎通の困難さ、障害の重複などにより適切な医療を受けられない状況が生じないよう、治療体制の整備が求められています。</p>	<p>同左</p>
<p><u>施策の体系</u></p> <p>(1) 障害の発生予防及び早期発見</p> <p>①乳幼児に対する障害の発生予防及び早期発見</p> <p>②健康づくりの推進</p> <p>(2) 精神保健・医療施策の推進</p> <p>①精神障害に対する正しい理解の促進とこころの健康づくりの推進</p> <p>②人権に配慮した適正な医療の確保</p> <p>③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み</p> <p><u>④依存症対策</u></p> <p>(3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実</p> <p>①医療施策の充実</p> <p>②リハビリテーションの充実</p> <p><u>③難病相談事業の実施</u></p> <p><u>(4) 保健・医療・福祉の連携強化</u></p>	<p><u>施策の体系</u></p> <p><u>同左</u></p> <p>同左</p> <p><u>④精神障害者の地域への円滑な移行・定着の推進</u></p> <p><u>⑤依存症対策</u></p> <p>同左</p> <p><u>③ (5) ③に記載</u></p> <p><u>(4) 障害者の健康づくりの推進</u></p> <p><u>(5) 難病対策の推進</u></p> <p><u>①特定医療費助成制度等の実施</u></p> <p><u>②難病相談事業の実施</u></p> <p><u>(6) 保健・医療・福祉の連携強化</u></p>

施策の基本的方向

(1) 障害の発生予防及び早期発見

① 乳幼児に対する障害の発生予防及び早期発見

小児・周産期医療体制を充実することにより、障害の発生予防及び早期発見を図るとともに、乳幼児健康診査などによる障害の早期発見体制を充実します。

また、成長発達段階における遅れの気づきや、育児にかかる不安や負担などを軽減するため、子育て世代包括支援センターにおいて相談に応じ、必要な場合には、療育機関や医療機関など関係機関につなげます。

② 健康づくりの推進

健康づくり、特に生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防及び重症化予防などのため、健康教育・健康診査などを実施し、障害の発生予防及び早期発見に努めます。

(2) 精神保健・医療施策の推進※3

① 精神障害に対する正しい理解の促進とこころの健康づくりの推進

精神疾患は、生涯を通じて4人に一人がかかるといわれるように、誰にも身近な疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であるという認識を広めることは、増加する精神疾患の患者が早期に適切な治療に結びつくために重要であると同時に、精神障害に対する正しい理解を促進するためにも重要です。講演会の開催や刊行物の発行などの広報を通して、引き続き普及啓発に努めるとともに、地域において身近で支える精神保健福祉活動ボランティア団体の育成を推進します。

施策の基本的方向

同左

同左

(2) 精神保健・医療施策の推進※3

① 精神障害に対する正しい理解の促進とこころの健康づくりの推進

精神疾患は、生涯を通じて4人に一人がかかるといわれるように、誰にも身近な疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であるという認識を広めることは、増加する精神疾患の患者が早期に適切な治療に結びつくために重要であると同時に、精神障害に対する正しい理解を促進するためにも重要です。講演会の開催や刊行物の発行などの広報を通して、引き続き普及啓発に努めるとともに、精神保健の課題のある方を地域において身近で支える人材の育成を推進します。

また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発のほか、精神科以外の医療機関関係者への研修や精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。

#### ②人権に配慮した適正な医療の確保

人権に配慮した適正な医療を確保するため、引き続き、精神科病院に対する実地指導、実地審査を厳正に行うとともに、精神医療審査会では入院の要否や入院患者の処遇の適否の審査を適正に行います。

#### ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

##### ア 地域移行・地域定着の推進

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（いわゆる社会的入院者）の地域移行、地域定着するための取り組みを促進します。また、ピアサポーターの協力により、地域移行の動機づけや地域生活に関する情報提供を行い、当事者ならではの支援を行います。

##### イ 保健・医療・福祉関係者などによるネットワークの構築

保健・医療・福祉関係者・当事者・家族会などによる顔の見える協議の場を通じて、関係者間の相互理解の促進や強化に取り組み、精神障害者の地域生活を支援する方策を重層的に協議します。

同左

#### ②人権に配慮した適正な医療の確保

同左

また、精神科病院における患者への虐待における対応について、業務従事者からの通報に対する適切な監督権限の行使等を行うとともに、虐待防止に向けた取組みを推進します。

同左

##### ア ④にて記載

##### ア 保健・医療・福祉関係者などによるネットワークの構築

同左

ウ 地域で生活する精神障害者の病状の重篤化を防ぐ体制整備の検討

急激に精神症状が悪化した精神障害者に対する方策として、精神科救急情報センターと精神科救急施設からなる精神科救急医療システムを運営し、さらにその充実に向け関係機関と協議を進めます。

また、入院までは必要ないが夜間や休日に緊急に受診を希望される患者への対応体制や、身体合併症への対応、訪問型地域ケアを提供する包括的地域支援プログラム(ACT※4)や、未治療者や医療中断者に対するアウトリーチによる支援体制の構築を検討し、充実を目指します。あわせて、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者を身近で支えるボランティアを養成するための研修を継続的に実施するとともに、障害者基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業者、ボランティアグループなどによる日常的な関わりなど、関係機関と連携した支援体制の構築を推進します。

④ 依存症対策

ア 依存症相談拠点

依存症に関連した問題で困っている本人、家族が相談につながるよう、精神保健福祉センターに依存症相談窓口を開設

イ 地域で生活する精神障害者の病状の重篤化を防ぐ体制整備の検討

同左

また、入院までは必要ないが夜間や休日に緊急に受診を希望される患者への対応体制や、身体合併症への対応、未治療者や医療中断者に対するアウトリーチによる支援体制の構築と充実を目指します。あわせて、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者を身近で支える人材を育成するための研修を継続的に実施するとともに、障害者基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業者、ボランティアグループなどによる日常的な関わりなど、関係機関と連携した支援体制の構築を推進します。

④ 地域移行・地域定着の推進

地域移行、地域定着の推進に向け、ピアサポーターによる、地域移行の動機づけや地域生活に関する情報提供を行い、当事者ならではの支援を推進します。

⑤ 依存症対策

同左



<p>し、相談機能を強化するとともに、アルコール、薬物、ギャンブルなど依存症の対策を推進します。</p> <p>イ 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定 地域で適切な医療を受けられるよう、市内の依存症に関する治療を行っている精神科病院などを依存症の専門医療機関や治療拠点機関として選定し、依存症に関する正しい知識の普及や、市内の医療機関へ依存症に関する研修を実施します。</p> <p>ウ 依存症問題に取り組む自助団体への支援 行政や医療機関以外のいわゆる自助団体の取り組みは重要であり、自助団体ならではの支援方法もあることから、幅広く支援するため、団体の補助事業を行います。</p> <p>エ <u>アルコール健康障害への対応</u> <u>通所及び宿泊訓練による社会復帰のための事業所の整備を図ります。</u></p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
<p>(3)総合的な医療施策・リハビリテーションの充実</p> <p>①医療施策の充実 障害者が、身近な場所でライフステージに応じていつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられるよう医療施策の充実を図ります。</p> <p>ア 適切な医療の提供 障害者が気兼ねなく安心して医療が受けられるよう、意思疎通支援の充実やインフォームド・コンセント※5の徹底を図り、医療従事者の障害者に対する理解促進や、医療機関における受診環境の充実を進め、障害者に対する適切な医療を</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>

提供します。特に行動上の障害や意思疎通の困難さ、障害の重複などにより救急医療や専門的医療が受けられない状況が生まれることがないように体制整備について、関係機関と連携して検討します。

イ 障害者医療費助成の実施

現行の医療費助成制度を引き続き実施します。

ウ 歯科医療の充実

歯科医師会が開設している歯科保健医療センターにおいて、地域で診療が困難な障害児者を対象に口腔衛生相談・指導及び治療を行っており、安定的な運営のための支援を引き続き行うとともに、障害児者に対する歯科治療の機会の増大と、高度な治療への対応を進めます。

②リハビリテーションの充実

職場復帰や社会復帰、自立した地域生活に向け、適切なリハビリテーションの提供体制の充実を図るとともに、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的なリハビリテーションの提供に努めます。

ア 医学的リハビリテーションの提供

医療機関において、発病直後の状態の早期安定化から日常生活動作の向上や地域生活への復帰に向けての集中的な

同左

ウ 歯科医療の充実

歯科医師会が開設している歯科保健医療センターにおいて、地域で診療が困難な障害児者を対象に口腔衛生相談・指導及び治療を行い、障害児者に対する歯科治療の機会を確保するとともに、高度な治療への対応をしており、安定的な運営のための支援を引き続き行います。

また、定期的に歯科検診を受けることが困難と考えられる居宅の寝たきりの方が適切な健康管理を図れるよう、訪問での歯科診査を引き続き実施するとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職及び障害者支援施設等従事者を育成するための取組を促進します。

②リハビリテーションの充実

※ 総合リハビリテーションセンターのあり方の検討状況などを踏まえ計画策定部会第3回（まとめ）において変更可能性あり。

<p>リハビリテーションの提供に努めます。</p> <p>イ 総合リハビリテーションセンターの運営</p> <p>主に身体障害者や高次脳機能障害者などからの相談を受け、医療や訓練など様々な事業を展開することにより総合的で一貫性のあるリハビリテーションを実施します。</p> <p>また、長年に渡りリハビリテーションの専門機関として培ってきた経験やノウハウを生かし、さらなる専門性の向上を図るとともに、知識・技術の普及啓発をはじめとした地域支援体制の整備やリハビリテーション情報の提供などリハビリテーションを実施する他の医療機関など関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>併せて、高次脳機能障害者に対しては、この分野における中核施設としての役割を発揮し、障害者基幹相談支援センターなどと協働し、地域支援体制の整備や関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>ウ リハビリテーション医療の提供体制の充実</p> <p>リハビリテーション、小児リハビリテーションを提供できる専門医師を養成し、リハビリテーション医療の提供体制の充実を図ります。</p>	
<p><u>追加</u></p>	<p><u>(4) 障害者の健康づくりの推進</u></p> <p><u>健康で心豊かに生活ができる持続可能な社会を目指し、生活習慣の改善による生活習慣病予防や、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るとともに、健やかに暮らせる環境づくりを推進していきます。</u></p>

<p><u>③ 難病相談事業の実施</u></p> <p>難病の患者や家族が抱える様々な療養生活上の相談に応じるため、各区の保健センターにおいて難病訪問・相談支援事業を実施するほか、医療に関する相談、難病に関する知識の普及啓発、患者・家族同士の交流の促進などを図るため難病患者医療生活相談事業を実施します。</p> <p>また、愛知県医師会の難病相談室が実施する専門医による医療相談や、ソーシャルワーカーによる療養相談・生活相談などの難病相談事業を支援するとともに、相談機関をはじめとする難病の患者の支援に関わる関係機関などのネットワークの構築を進めます。</p> <p>・ 幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要な児童などと家族に対しては、各区の保健センターにおいて疾病の治療と療養生活の相談、子どもの成長・発達に応じた支援などの相談支援事業を実施します。また、慢性疾病児童などに対して、医療、福祉、教育、雇用支援に関連する支援を行っている関係機関や地域の患者会などの意見を取り入れながら、社会生活への自立促進を図る取り組みを行います。</p>	<p><u>(5) 難病対策の推進</u></p> <p><u>①特定医療費助成制度等の実施</u>  <u>現行の医療費助成制度を引き続き実施します。</u></p> <p><u>②難病相談支援事業の実施</u>  同左</p> <p>また、愛知県医師会の難病相談室が実施する専門医による医療相談や、ソーシャルワーカーによる療養相談・生活相談などの難病相談事業を支援するとともに、相談機関をはじめとする難病の患者の支援に関わる関係機関などのネットワークの構築のため、<u>難病対策地域支援ネットワーク会議を開催します。</u></p> <p>同左</p>
<p><u>(4) 保健・医療・福祉の連携強化</u></p> <p><u>「障害者総合支援法」の施行により新たに障害者の範囲に加えられた難病の患者などを含め、保健・医療・福祉の各方面のサポートを要する方が安心して生活を送ることができるよう、関係機</u></p>	<p><u>(6) 保健・医療・福祉の連携強化</u></p> <p>保健・医療・福祉の各方面のサポートを要する方が安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、<u>生涯を通じたサービスが提供できるよう努めます。</u></p>

<p>関の連携強化を図り、<u>切れ目のない</u>サービスが提供できるよう努めます。</p> <p>また、地域療育センターにおける医師の確保策について検討するほか、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターや支援に従事する人材の<u>養成</u>に努めます。</p>	<p>また、地域療育センターにおける医師の確保策について検討するほか、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターや支援に従事する人材の<u>育成</u>に努めます。</p>
---	---

【用語説明】

※1  ゲーム症（障害）

国際疾病分類の第11回改訂版（ICD-11）において新たに追加され、平成31（2019）年5月の世界保健機関（WHO）の総会で採択される予定。

※2  指定難病

発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない、希少な疾病であって長期の療養を必要とするもののうち、患者数が一定の人数に達しておらず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している疾病として国が指定したもの。

※3  精神保健・医療施策の推進

ここでいう施策の推進の対象となる精神障害者は、精神保健福祉法第5条に規定する、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。その他には発達障害やてんかん、身体的疾患が起因する症状性精神病などが含まれる。

※4  ACT (Assertive Community Treatment)

本来なら入院が必要となる重症者を対象に、原則的には利用者と治療などの契約を交わし、医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士などの多職種による訪問形態のこと。

※5  インフォームド・コンセント

医療行為や治験などの対象者が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け十分理解した上で、対象者が自らの自由意思に基づいて医療従事者と方針において合意すること。

分野別施策 6 雇用・就業の支援

\_\_\_\_\_は修正箇所。 \_\_\_\_\_は削除。

名古屋市障害者基本計画（第4次）	名古屋市障害者基本計画（第5次）（案）												
<p><b>現状と課題</b></p> <p>雇用や就業への支援は、地域で自立した生活を営むための経済的な基盤としての所得の確保や、働くことによる生きがいにつながるなど、障害者にとって非常に重要な施策と考えています。</p> <p>障害の特性や状態などに応じた雇用・就業に対する支援が求められている中、障害者の就労希望は高いものの、就職状況については厳しいものとなっており、さらに、名古屋市を含む愛知県内の民間企業の実雇用率は<u>1.89%（平成29(2017)年6月1日現在。法定雇用率は2.0%。）</u>と、依然として法定雇用率を達成していない状況です。また、平成30(2018)年4月から法定雇用率が2.2%に引き上げ（平成33(2021)年4月までには、さらに0.1%引き上げ）られたことにより、障害者の就業促進がより一層必要となってきました。なお、名古屋市役所では市長部局、市会事務局、上下水道局、交通局及び病院局は法定雇用率を達成しておりますが、<u>教育委員会の実雇用率は2.30%（平成30(2018)年6月1日現在。法定雇用率は2.4%。）</u>と、法定雇用率を達成できていない状況です。</p>	<p><b>現状と課題</b></p> <p>同左</p> <p>障害の特性や状態などに応じた雇用・就業に対する支援が求められている中、障害者の就労希望は高いものの、就職状況については<u>厳しいものとなっています。</u></p> <p>名古屋市を含む愛知県内の民間企業の実雇用率は<u>2.19%（令和4(2022)年6月1日現在。法定雇用率は2.3%。）</u>と、依然として法定雇用率を達成していない状況です。</p> <p>一方、本市では、<u>令和4(2022)年6月1日現在、市長部局、市会事務局、教育委員会、上下水道局及び交通局のいずれにおいても法定雇用率（国及び地方公共団体における法定雇用率は2.6%、教育委員会の法定雇用率は2.5%）を達成しています。</u></p> <p><u>さらに、令和6(2024)年4月以降、段階的に法定雇用率の引き上げられることから、引き続き法定雇用率の引き上げを見据えた取り組みがより一層必要となってきました。</u></p> <p><u>令和6年（2024）年4月以降の法定雇用率は次のとおりです。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1150 2024 1342"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6(2024)4月</th> <th>令和8(2026)7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間企業</td> <td>2.5%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>国及び地方公共団体</td> <td>2.8%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>2.7%</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table>		令和6(2024)4月	令和8(2026)7月	民間企業	2.5%	2.7%	国及び地方公共団体	2.8%	3.0%	教育委員会	2.7%	2.9%
	令和6(2024)4月	令和8(2026)7月											
民間企業	2.5%	2.7%											
国及び地方公共団体	2.8%	3.0%											
教育委員会	2.7%	2.9%											

資料2

就職後についても、厳しい雇用環境により離職を余儀なくされる障害者や職場環境への適応が困難な障害者に対し、再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も必要です。

国において、障害者の雇用対策についても積極的な取り組みが進められてきている中、本市においては、障害者の就労支援に関するネットワークの構築や企業を対象としたセミナーや企業見学会の開催による障害者雇用の啓発など、一般就労への移行が一層促進されるよう施策を推進しています。

また、平成 30(2018)年度より就労定着支援事業が障害福祉サービスとして法定化され、就労後の職場定着の取り組みがますます必要となっています。

さらに、安定して就労し続けるために就労と日常生活の両面についての相談・支援体制に対する障害者のニーズが高まる中、それに応えるため、障害者就労などの相談支援機関として市内4か所の拠点を設け、就労及びこれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行っています。

身体障害者、知的障害者、精神障害者だけでなく、発達障害者や高次脳機能障害者、難病の患者への就労支援についても、障害や症状の特性を踏まえたきめ細かい支援が必要です。また、中途障害者についても、それぞれの状況に合わせた支援が必要となります。

さらには、「障害者雇用促進法」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、職場における差別の禁止や虐待の防止、合理的配慮の提供の確保にも取り組んでいく必要があります。障害者雇用を進めている企業に対しては、「障害者雇用促進企業」として認定し優遇措置を設けるとともに、

こうした中、就職後についても、厳しい雇用環境により離職を余儀なくされる障害者や職場環境への適応が困難な障害者に対し、再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も必要です。

国において、障害者の雇用対策についても積極的な取り組みが進められてきている中、本市においては、障害者の就労支援に関するネットワークの構築や企業を対象としたセミナーや企業見学会の開催による障害者雇用の啓発、企業及び障害者施設に対する相談支援を一体的に実施する窓口の運営など、一般就労への移行が一層促進されるよう施策を推進しています。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労後の職場定着の取り組みがますます必要となっています。

さらに、安定して就労し続けるために就労と日常生活の両面についての相談・支援体制に対する障害者のニーズが多様化する中、それに応えるため、障害者就労などの相談支援機関として市内4か所の拠点を設け、就労及びこれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行っています。

同左

同左

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）」の趣旨も踏まえつつ、市内の障害者就労施設などの製品登録制度を実施するとともに、障害者のより一層の雇用促進につながる施策を引き続き実施する必要があります。

福祉的就労においては、平成 29(2017)年度に就労継続支援A型事業所が資金繰りの悪化により事業廃止を余儀なくされ、障害者が突然に働く場を失うことになってしまったという事案が発生しました。今後このようなことがないよう、また、福祉的就労の場において、利用者の工賃を向上し質の高い働き方が実現できるよう指導や支援が必要となります。また、一般就労と並んで、福祉的就労として障害福祉サービスにおける訓練等事業や障害者就労施設などの充実をより一層図る必要があります。

また、福祉的就労においては、利用者の賃金や工賃を向上し質の高い働き方が実現できるようにするための指導や支援が必要となります。加えて、一般就労と並んで、福祉的就労として障害福祉サービスにおける訓練等事業や障害者就労施設などの充実をより一層図る必要があります。

#### 施策の体系

##### (1) 就労の推進

- ①関係機関との連携強化
- ②本市の障害者雇用の推進
- ③障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ
- ④福祉的就労の場などの充実
- ⑤多様な就労形態への支援
- ⑥就業の確保、就労定着支援、生活支援を含めた就労の安定を図るための総合的な相談支援体制の推進
- ⑦特別支援学校高等部における就労支援

#### 施策の体系

同左



施策の基本的方向

(1) 就労の推進

① 関係機関との連携強化

福祉施策と労働施策の一体的展開の観点から、国や県の雇用促進事業との連携をより一層図り、雇用を促進するための啓発活動などを進めます。

ア 本市における推進体制の強化

国や県をはじめ、本市の関係機関などへの働きかけをさらに推進していくため、障害者就労支援推進会議の実施など、本市における障害者の就労支援体系をより充実させ、雇用促進策の推進体制の強化を図ります。

イ 経済団体や事業主、就労支援機関などとの連携強化

経済団体や事業主、就労支援機関などとの連携をさらに強化することにより、障害者雇用の拡大を図ります。

ウ 啓発活動の推進

国や県と連携し、障害者雇用についての啓発活動などをさらに推進することにより、市民や企業の理解をより一層深めます。

②本市の障害者雇用の推進

本市における障害者雇用に対する理解を一層深めるとともに、民間企業の先頭に立ち模範を示して障害者雇用の推進を図ります。

ア 計画的な職員採用

本市における障害者雇用の現状や課題などを説明することにより、職員の障害者雇用に対する理解を一層深めます。また、障害者を採用するための準備や職場定着支援を行いつ

施策の基本的方向

同左

同左

同左

同左

同左

同左

つ、引き続き、計画的な職員採用の拡大に努めます。

イ 重度障害者の採用

重度障害者の採用についても、引き続き率先して行い、重度障害者の採用の拡大に努めます。

- ③ 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ  
障害者の雇用・就労機会を拡充し、また、賃金や福祉的就労における工賃水準の引き上げにつながるよう、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえつつ、引き続き、市内における障害者雇用を推進している企業への支援や障害者就労施設などの製品の販売支援の一層の促進を図ります。

ア 障害者雇用促進企業の優先発注などの推進

本市における物品購入や役務の発注に際しては、法定雇用率を超えて積極的に障害者を雇用している企業（障害者雇用促進企業）などへの優先発注や優先指名などを、引き続き推進します。

イ 障害者就労施設などの製品の販売支援などの促進

障害者の経済的自立につなげるため、市内の障害者就労施設などの製品の優先発注を引き続き実施するとともに、販路拡大や販売促進に係る施策を検討します。

- ④ 福祉的就労の場などの充実

一般就労と並んで、自立した生活に必要な経済的基盤の確保を目指すことや働くことによる生きがいにつながる、福祉的就労の場などの充実を図ります。

ア 働く場の充実

一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練

同左

同左

同左

同左

- ④ 福祉的就労の場などの充実

一般就労と並び、自立した生活に必要な経済的基盤を確保するとともに働くことが生きがいにつながるよう、福祉的就労の場などの充実を図ります。

同左

を行う就労継続支援事業の充実を図ります。併せて誰もが安心して働くことのできる場となるよう、質の向上に努めます。

イ 一般就労に向けた訓練の場の充実

一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の充実を図ります。併せて質の向上に努めます。

⑤多様な就労形態への支援

障害の特性や状態に即した多様な就労形態が求められていることに対し、障害者や企業への支援を行います。また、生活困窮者支援を始めとした他の就労施策との連携を図るとともに、多様な新しい働き方の場の提供について、国の動向を注視しながら、推進すべき施策の方向性などを検討します。

ア 求められる多様な就労形態に対応した企業開拓などの推進

障害の特性や状態に即した多様な委託訓練や見学・実習の受け入れに向けた企業開拓を行うとともに、企業に対して障害者雇用を促進するための支援をします。また、障害者雇用が可能な企業についての情報提供を、就労移行支援事業所などに対して行います。

イ 就労定着の推進

平成 30(2018)年度から開始された障害福祉サービスである就労定着支援への参入について事業者に働きかけることにより、利用を促進し、職場定着率の向上を図っていきます。

同左

⑤多様な就労形態への支援

同左

あわせて、国から新たに示された就労選択支援事業や一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用への取組について関係機関等と連携し、検討を行った上で取組を進めます。

同左

イ 就労定着の推進

就労定着支援事業への参入について事業者に働きかけるとともに、サービスの利用促進等を行い、職場定着率の向上を図っていきます。

また、特別支援学校卒業生など就労定着支援事業を利用できない方に対しては、市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関において、職場定着の支援をします。

⑥就業の確保、就労定着支援、生活支援を含めた就労の安定を図るための総合的な相談支援体制の推進

就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の利用者などの就業を促進するため、相談機能のより一層の充実を図ります。

ア 障害者就労などの支援機関による支援

市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に、様々な相談に応じ、就労やこれに伴う日常生活上の相談・支援の希望について、一体的な対応を推進します。

イ 障害者の能力や適性に応じた職業リハビリテーションの実施

総合リハビリテーションセンターにおいて、身体障害者や高次脳機能障害者などに対して、高い専門性を有した総合的で一貫性のあるリハビリテーションを実施し、障害者の能力や適性に応じた職業能力を開発し、就業の促進を図ります。

⑦ 特別支援学校高等部における就労支援

特別支援学校高等部における就労支援の充実を図ります。

ア 特別支援学校高等部における就労支援

知的障害者を対象としている市立特別支援学校において、関係機関との情報共有を密にした職業教育の充実を図るとともに、守山養護学校産業科への就労支援コーディネーター

また、特別支援学校卒業生など就労定着支援事業を利用できない方に対しては、市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関において、職場定着の支援を行います。

同左

同左

※ 総合リハビリテーションセンターのあり方の検討状況などを踏まえ計画策定部会第3回(まとめ)において変更可能性あり。

同左

ア 特別支援学校高等部における就労支援

知的障害者を対象としている市立特別支援学校において、関係機関との情報共有を密にした職業教育の充実を図るとともに、守山特別支援学校産業科への就労支援コーデ

や職業指導講師の派遣など、特別支援学校高等部の就労支援の充実を図ります。

イ 企業などへの就労支援のための教育・福祉・企業などの連携  
企業などへの就労支援のため、教育・福祉・企業などの有識者で構成する職業自立推進運営委員会を設置し、就労支援策の検討及び関係機関のネットワークの強化を図ります。

ウ 高等特別支援学校の整備

特別支援学校高等部の入学者数が増加し、企業などへの就労をめざす職業教育へのニーズが高まっているため、高等特別支援学校を整備します。

ィネーターや職業指導講師の派遣など、特別支援学校高等部の就労支援の充実を図ります。

同左

分野別施策 8 防災・防犯などの推進

\_\_\_\_\_は修正箇所。 \_\_\_\_\_は削除。

名古屋市障害者基本計画（第4次）	名古屋市障害者基本計画（第5次）（案）
<p><b>現状と課題</b></p> <p>平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災においては、非常に多くの命が失われ、その中でも、65 歳以上の高齢者の死亡率の割合が約 6 割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍との調査結果もあります。さらに、平成 28(2016)年 4 月の熊本地震においては、指定避難所などでの生活環境が確保されず、要配慮者※6 への支援が十分に行われなかったと報告されています。本市では、南海トラフ地震が発生した場合の地震動、津波により大きな被害を想定しており、対策が必要とされています。</p> <p><u>一方で、全国各地で台風や集中豪雨による洪水などによる水害が発生しています。</u></p> <p>こうした状況の中、本市においては、「名古屋市防災条例」により、「自助」「共助」「公助」の基本的な理念を定めるとともに、地域防災計画にて災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、計画的かつ効率的な防災行政の推進を図ってまいりました。今後も、安否確認、避難支援などの仕組みや緊急時における情報伝達の方法、発災時における障害者等要配慮者の安全確保、災害後の支</p>	<p><b>現状と課題</b></p> <p>平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災においては、非常に多くの命が失われ、その中でも、65 歳以上の高齢者の死亡率の割合が約 6 割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍との調査結果もあります。さらに、平成 28(2016)年 4 月の熊本地震においては、指定避難所などでの生活環境が確保されず、要配慮者※6 への支援が十分に行われなかったと報告されています。<u>南海トラフ地震の発生確率が今後 30 年間で 70～80%（40 年間で 90%程度）と切迫度を増し、本市では発生した場合の地震動、津波により大きな被害を想定しており、対策が必要とされています。</u></p> <p><u>一方で、風水害についても平成 30（2018）年 7 月豪雨や令和元（2019）年東日本台風、令和 2（2020）年 7 月豪雨など、記録的な大雨による甚大かつ広域的な被害が全国各地で多発しています。そのような災害に対応するため、平成 27（2015）年に水防法が改正されたことを受け、本市も想定し得る最大規模の洪水・内水氾濫・高潮などの浸水想定区域を踏まえた、新しいハザードマップを令和 4（2022）年 3 月から順次公表しました。</u></p> <p>同左</p>

資料 3

<p>援策などについて、有効な方策を検討していくほか、施設などにおいては、災害時に地域との協力体制が築けるよう日頃から地域との結びつきを図っていく必要があります。</p> <p>また、障害者支援施設などを利用する障害者が安心して生活できるよう、防犯に係る安全確保のための環境整備や職員の対応に関する点検などの取り組みを促進するとともに、関係機関や地域住民などと連携し安全確保体制を構築し、地域と一体となった開かれた施設になることを推進する必要があります。</p> <p>さらに、障害者が地域において安心して生活ができるよう、防犯に関する取り組みや消費者トラブルの防止をより一層充実させる必要があります。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
<p><b>施策の体系</b></p> <p>(1) 防災対策の推進</p> <p>①災害時の避難・救助体制などの充実</p> <p>②災害時の情報伝達手段についての検討</p> <p>(2) 防犯対策の推進</p> <p>①障害者支援施設などにおける安全体制の構築</p> <p>②防犯教室などによる啓発活動の実施</p> <p>(3) 消費者トラブルの防止</p> <p>① 消費者教育の推進</p> <p>② 消費者被害を防止する仕組みづくり</p>	<p><b>施策の体系</b></p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>(3) 消費者トラブルの防止</p> <p>① 消費者教育の推進</p> <p>② 関係機関との連携</p>
<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 防災対策の推進</p> <p>①災害時の避難・救助体制などの充実</p> <p>発生が危惧されている南海トラフ地震など大規模災害に備え、障害者等要配慮者を支援するとともに、緊急時に円滑に救助でき</p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>同左</p>

るよう取り組みを進めます。

#### ア 助け合いの仕組みづくりの推進

「助け合いの仕組みづくり」を周知・啓発する中で、要配慮者本人に対しても自ら声をあげていくことの大切さを啓発するとともに、避難行動要支援者名簿の提供などを通じて「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るなど、地域における要配慮者の安否確認や避難支援などの取り組みの推進を支援します。

#### イ 避難支援訓練の実施

障害者の地域生活を支援していく各区の自立支援連絡協議会と行政の一層の連携を図り、避難誘導、指定避難所での支援などに関する訓練などを関係機関や障害者などの要配慮者本人の参加を得ながら実施し、要配慮者自身の災害対応力の向上を図るとともに、障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう努めます。

#### ウ 災害時の医療体制の整備の検討

大規模災害の発災時における障害者などに対する医療体制の在り方について、DMAT※7など国や県からの支援を含めて検討します。

#### エ 福祉避難所などの拡充

通常の避難所生活に困難をきたす要配慮者などを対象に開設する福祉避難所について、福祉施設などへの働きかけを行い、さらなる福祉避難所の指定か所数の拡大を図るとともに、小学校などの避難所における要配慮者に配慮された空間である福祉避難スペースの確保を進めます。また、福祉避難

#### ア 個別避難計画作成の推進等

避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画作成するとともに、地域等による安否確認や避難支援など実効性のある要配慮者の防災対策を推進します。

さらに、要配慮者自身に対しても、自助の取り組みについて啓発します。

同左

#### ウ 災害時の医療体制の整備

大規模災害時における医療体制の在り方について、名古屋市医師会や災害医療コーディネーター等で構成する名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、関係機関との連携体制などについて検討を継続します。

#### エ 福祉避難所などの拡充

通常の避難所生活に困難をきたす要配慮者などを対象に開設する福祉避難所について、福祉施設などへの働きかけを行い、指定福祉避難所への備蓄物資の補助、マンパワーの確保など、避難生活の支援を行い、さらなる福祉避難所のか所数の増加を図ります。



所をはじめ避難生活の支援に係るマンパワーの確保などを図ります。

オ 福祉仮設住宅の供給

災害時における応急仮設住宅の建設にあたっては、関係部局などの間で調整を進め、障害者などに配慮した福祉仮設住宅の供給に努めます。

カ 災害時のこころのケア体制

本市域で大規模災害が発生した際は、DPAT※8の派遣要請などを行い、こころのケア活動を実施します。

また、他地域で災害が発生した際は、愛知県と連携を図った上で、愛知DPATの一員として活動します。

キ 避難確保計画の作成等促進

水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。

ク グループホームのスプリンクラー設備の整備補助

防災の観点から、今後入居者の重度化に伴ってスプリンクラー設備の設置義務が生じる可能性の高い既存のグループホームに対して整備補助を行うことにより、安全な住環境の確保に繋げていきます。

また、小学校などの避難所における要配慮者に配慮された空間である福祉避難スペースの確保を進めます。

カ 災害時のこころのケア体制

本市域で大規模災害が発生した際は、DPAT※8の派遣要請などを行い、こころのケア活動を実施します。

また、災害時のこころの健康についての研修や普及啓発を行います。

キ 避難確保計画の作成等促進

想定し得る最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、利用者の安全な避難確保に係る計画等の作成を支援するとともに、避難訓練実施報告書の提出を促進します。

ク 耐災害性強化対策の促進

地震や水害の発生時における建物の倒壊、破損等での人的被害の防止、円滑な避難の確保及び停電・断水時の施設機能の維持のため、障害者支援施設の施設整備等を促進します。

ケ グループホームのスプリンクラー設備の整備補助

同左

<p>ケ 聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の緊急通報対応 火災や救急事案の発生時に、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者からの緊急通報をファックス又は電子メールで受け付けることにより、緊急通報への円滑な対応を図ります。また、スマートフォンなどを活用した音声によらない緊急通報システムを整備します。</p> <p>さらに、救急搬送時に依頼に応じて曜日・時間帯を問わず、手話通訳者や要約筆記者を医療機関へ派遣します。</p> <p>② 災害時の情報伝達手段についての検討 災害時においてテレビ、ラジオ、電子メール、SNS、防災スピーカー、広報車など様々な障害特性に応じた多様な手段による情報伝達を実施するとともに、迅速性・多様性の観点から継続的に情報伝達手段について検討します。</p>	<p>コ 聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の緊急通報対応 火災や救急事案の発生時に、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者からの緊急通報をファックスや電子メール、さらにはスマートフォンなどを活用した音声によらない緊急通報システムで受け付けることにより、緊急通報への円滑な対応を図ります。</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
<p>(2) 防犯対策の推進</p> <p>① 障害者支援施設などにおける安全体制の構築 「地域に開かれた社会福祉施設などの防犯・安全確保に関するハンドブック」など、防犯に関する情報を提供することにより、障害者支援施設などにおける安全体制の構築に向けた普及啓発を実施するとともに、不審者などの緊急情報を、関係機関が共有する連絡・通報体制の整備や、周辺環境や利用者の状態などに応じた施設の設備面における安全対策など、障害者支援施設などにおける安全体制の構築を推進します。</p> <p>② 防犯教室などによる啓発活動の実施 地域安全指導員の行う防犯市民講座などを通じ、街頭犯罪などの犯罪被害にあわないよう、普及啓発活動を実施します。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>

<p>(3) 消費者トラブルの防止</p> <p>① 消費者教育の推進 高齢者や障害者を含めた全ての消費者が自立し、自主的かつ合理的に行動できるよう消費者教育を推進し、消費者トラブルの防止に努めます。</p> <p>② 消費者被害を防止する仕組みづくり 高齢者や障害者を地域で見守り、消費者被害を防止する仕組み（消費者安全確保地域協議会）づくりを進めます。</p>	<p>同左</p> <p>② 関係機関との連携 名古屋市消費者安全確保連絡会議において、会議開催や情報提供等を通じて連携を図り、消費者被害防止に努めます。</p>
--	---

【用語説明】

※6  要配慮者

「災害対策基本法」第8条において、「高齢者、障害者、乳幼児者その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義されています。

※7  DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

大地震などの災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行う専門的な研修・訓練を受けたチーム。医師、看護師、業務調整員を含めた数名で構成されます。

※8  DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

自然災害や事故などの集団災害の後に、被災地に入り精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチームであり、精神科医、看護師、業務調整員を含めた数名で構成されます。

事務局（案）（令和5年5月8日時点）	再修正（案）
<p><b>現状と課題</b></p> <p>障害者が地域で安心して日常生活を営むためには、障害を理由とする差別の解消や、障害者虐待の防止などの取り組みが大変重要です。</p> <p>本市では、「障害者差別解消法」及び「<u>名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例</u>」に基づき、障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備とともに、本市職員が同法の趣旨を理解し、適切に対応するための職員対応要領の策定、市民への広報・啓発など、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めてきました。</p> <p>一方で、今なお、障害や障害者に対する誤解や偏見が存在し、周囲の理解が不十分なことにより、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状があります。</p> <p>令和6年4月には、事業者による合理的配慮の提供※9の義務化などを内容とする「障害者差別解消法」の改正法が施行されることを受け、本市においても、「<u>名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例</u>」を改正します。<u>それらの趣旨を踏まえ、対話によりお互いの理解を深めながら、市・事業者・</u></p>	<p>障害者が地域で安心して<u>自立した</u>日常生活を営むためには、障害を理由とする差別の解消や、障害者虐待の防止などの取り組みが大変重要です。</p> <p>本市では、「障害者差別解消法」及び「<u>障害者差別解消推進条例</u>」に基づき、障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備とともに、本市職員が同法の趣旨を理解し、適切に対応するための職員対応要領の策定、市民への広報・啓発など、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めてきました。</p> <p>同左</p> <p><u>令和5年6月3日には、本市主催の市民討論会において、一部の市民から障害者に対する差別発言が行われ、本市職員がそれを制止するといった対応などがとれなかったという事態が発生しました。本市として、このことを大変重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでいく必要があります。</u></p> <p><u>そこで、令和6年4月には、事業者による合理的配慮の提供※9の義務化などを内容とする「障害者差別解消法」の改正法が施行されること、「障害者差別解消推進条例」の施行から3年以上が経過することなども踏まえ、「障害者差別解消推進条例」を改正します。あわせて、本市職員が適切に対応するための職員対応要領も改正</u></p>

資料4

<p>市民が一体となって、障害者差別の解消に向けた取り組みをより一層発展させていく必要があります。</p> <p>また、引き続き障害者虐待相談センターの運営などを通じて、障害者虐待の防止に努めるとともに、障害者の権利擁護のための取り組みについても推進する必要があります。</p> <p>さらに、「障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」の実現を図るためには、障害や障害者に対する理解を深めるための広報・啓発活動の推進が大変重要です。</p> <p>これまで、「障害者基本法」に定める障害者週間（毎年12月3日から9日まで）に開催する「障害者週間記念のつどい」などの機会をとらえて各種講演会やシンポジウムなどを開催するとともに、発達障害啓発週間（毎年4月2日～8日）にあわせた映画上映会の開催やポスターの掲出などにより、市民、ボランティア団体などに対する啓発に努めており、今後もその内容の充実を図るなどさらに促進させていく必要があります。</p>	<p><u>し、それらの趣旨を踏まえ、本市職員一人ひとりが差別のない社会の実現にむけた責務を担うという意識を持ち、率先して差別の解消に取り組みます。さらに対話によりお互いの理解を深めながら、市・事業者・市民が一体となって、障害者差別の解消に向けた取り組みをより一層発展させていく必要があります。</u></p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>① 障害者差別の相談・紛争解決の取り組みの推進</p> <p>相談・紛争解決の仕組みを活用することで、障害者差別の解消を図ります。</p> <p>ア 相談体制の充実</p> <p>障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>

ら、関係者間の調整などを行い事案の解決を図る専門機関として障害者差別相談センターを運営するとともに、障害者差別に関する相談に従事する人材の育成を図ります。

#### イ 紛争の解決

障害者差別に関する相談の解決に、一層の実効性をもたせるため、相談及び調整によっても解決しない悪質な事案に対しては、助言、あつせん、勧告、公表による紛争解決を図ります。

#### ②職員などの理解促進

職員対応要領に基づく職員研修や、意識（こころ）のバリアフリー宣言の働きかけを行い、市職員の理解と意識を高めます。

また、市民利用施設の職員や受託事業者に対しても職員対応要領の趣旨について周知を図ります。

#### ③事業者及び市民の理解促進

##### ア 事業者の理解促進

事業者による合理的配慮の提供の義務化にあたり、事業者における障害者差別解消のための自発的な取り組みが促されるよう、障害者差別相談センターによる出前講座などによる研修機会の確保や、理解促進に向けた広報啓発を進めます。

##### イ 市民の理解促進

市民向け講演会の実施など幅広い広報啓発活動を通じて、市民の理解促進を図ります。

#### ④地域における障害者差別解消の推進

障害者差別解消の推進のための地域ネットワークとして、障害

同左

#### ②職員などの理解促進

職員対応要領に基づく職員研修を徹底するとともに、意識（こころ）のバリアフリー宣言の働きかけ、全庁的な庁内会議などを定期的に行い、本市職員の理解と意識を高めます。

また、市民利用施設の職員や受託事業者に対しても職員対応要領の趣旨について周知徹底を図ります。

同左

同左

同左

<p>当事者や障害者団体、地域の関係機関から構成する障害者差別解消支援会議を設置し、情報共有や意見交換などを行いながら、障害者差別解消に向けた取り組みを進めます。</p> <p>(2) 障害者虐待の防止</p> <p>障害者虐待相談センターの運営や24時間365日の相談体制を確保するため休日・夜間相談窓口を設置し、障害者虐待の防止や早期発見を図ります。</p> <p>また、<u>緊急一時保護の居室を確保するとともに、相談対応や助言により、必要な障害福祉サービスの利用促進を図るなどの支援に取り組めます。</u></p> <p>① 養護者による虐待の対応</p> <p>相談対応や助言等を障害者やその家族等に行うことにより障害者虐待防止に努めます。さらに、障害福祉サービスの利用促進を図るなど養護者支援に取り組めます。</p> <p>② 施設従事者等による虐待の対応</p> <p>施設従事者等に対して、障害特性に対する理解促進や障害者の人権に対する啓発などに取り組む<u>ことで、障害者虐待の防止に努めます。</u></p> <p>(3) 権利擁護の推進</p> <p>① 障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援</p> <p>知的障害者など判断能力が十分でない人が、地域で適切なサービスを受けられるよう、権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどの日常生活自立支援事業を行う</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p><u>さらに、障害者差別の解消と一体的に障害特性に対する理解促進や障害者の人権に対する啓発などに取り組むことで、障害者虐待の防止に努めます。</u></p> <p>同左</p> <p>② 施設従事者等による虐待の対応</p> <p>施設従事者等に対して、障害特性に対する理解促進や障害者の人権に対する啓発などに取り組む<u>とともに、職員が働きやすい環境を整備することで、障害者虐待の防止に努めます。</u></p> <p>同左</p>
---	---

障害者・高齢者権利擁護センターについて、引き続き運営を支援します。

#### ②成年後見制度の利用促進

施設入所や在宅サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求並びに審判請求に要した費用及び後見人などの報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。あわせて、「市民後見人」を引き続き養成するとともに、成年後見あんしんセンターによる支援・監督の下で、「市民後見人」の活動の定着化を図ります。

また、法人後見を担う団体の交流会を開催や後見活動を行う支援員向けの研修を実施するなど、法人後見の活動を支援します。さらに、名古屋市成年後見制度利用促進計画を推進するとともに、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、制度の周知や体制の整備を行います。

#### (4) 広報・啓発活動の推進

障害を理由とする差別の解消をはじめ、障害者施策を社会全体で推進し、インクルーシブな社会を実現するためには、市民に対して障害や障害者に関する正しい理解を促進することが重要であるため、障害者団体などとの連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。

##### ア 障害者週間などにおける当事者参加による啓発

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）に開催する「障害者週間記念のつどい」など障害者が地域社会の一員であることの理解が深まるよう障害のある人もない人も共に参加し楽

同左

また、法人後見を担う団体の交流会の開催や、後見活動を行う支援員向けの研修の実施など、法人後見の活動を支援します。さらに、名古屋市成年後見制度利用促進計画に基づき、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、成年後見あんしんセンターによる制度の周知や利用者のニーズに合った候補者推薦、後見人等への支援などを行います。

同左

同左



しみながら活動する機会の確保を図ります。

イ 人権週間や発達障害者週間などにおける啓発

人権週間（毎年12月4日から10日まで）や世界自閉症啓発デー（発達障害啓発週間（毎年4月2日から8日まで））に開催する啓発行事における講演会やシンポジウムなどによる幅広い広報・啓発に努めます。

ウ 障害特性に応じたきめ細やかな啓発

ヘルプマーク※10の普及促進により、内部障害や難病をはじめ、外見からは分からない障害についての理解促進を図るなど、様々な障害特性の理解が進むような啓発に努めます。

エ 広報媒体を通じた啓発

広報なごやや市公式ウェブサイトやウエルネットなごやなどを活用し、障害や障害者に対する理解促進をより一層図ります。

オ 講師の派遣による啓発

障害者団体等とも連携の上、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供することで、障害や障害者に対する理解促進をより一層図ります。

カ 「障害のある人を理解し、接するためのガイドブック」の活用

「障害のある人を理解し、接するためのガイドブック（こんなときどうする？）」の活用を図り、障害や障害者に対する理解と意識を高めます。

キ 地域に根差した啓発活動

区役所や各区の障害者自立支援連絡協議会を中心とした啓

同左

同左

同左

オ 講師の派遣による啓発

市民・事業者などの集まりに対し、障害者団体等とも連携の上、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供することで、障害や障害者に対する理解促進をより一層図ります。

カ 「障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」の活用

「障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック（こんなときどうする？）」の活用を図り、障害や障害者に対する理解と意識を高めます。

キ 地域に根差した啓発活動

区役所や各区の障害者自立支援連絡協議会を中心とした啓

発活動により地域での障害や障害者に対する理解促進を一層  
図ります。

発活動などにより地域での障害や障害者に対する理解促進を  
一層図ります。

【用語説明】

※9 合理的配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求められたときに、お金や労力など負担になり過ぎない範囲で、その人の困っていること（社会的障壁）を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと。

※10 ヘルプマーク

外見からは分かりにくい障害・疾患のある方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

## 第1回 専門部会（障害者基本計画）のご意見（集約）

## 1 安全・安心な生活環境の整備

委員名	ご意見	回答（ <u>修正箇所</u> ）
加藤 淳	<p><b>現状と課題</b></p> <p>・生活環境に関わる「バリアフリー」に関する記載の部分ですが、現存する「バリア」を解消することは重要な課題だと思います。ただし「バリア」とは誰の誰に対してのバリアなのかという視点が必要だと思います。歩道と車道の段差は、車いすユーザーには「バリア」かもしれませんが、視覚障害の方にとって取り除くと境目をあいまいにします。逆に点字ブロックが車いすにとってのありがたくないものである側面も在ります。いろいろな人が、だれもが安心して暮らせる環境という点で、多様性の包摂（インクルージョン）つまり、だれもが過ごしやすい生活環境という考え方が重要です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>全ての人が安全、安心に、共に暮らしていくことができるまちづくりを進めるためには、生活を営む上での<u>それぞれの方にとっての障壁（バリア）</u>を取り除き、バリアフリー化を進めることが重要です。本市では、<u>誰もが安全で快適に都市施設を利用できる</u>よう、「福祉都市環境整備指針」に基づき、公共的建築物はじめ公共交通機関、道路、公園などの都市環境のバリアフリー化を推進しています。</p>
加藤 淳	<p><b>現状と課題</b></p> <p>・生活環境という場合にハード面は当然ですが、人の気持ち、社会の感覚などについても重要です。多分、大人の気持ちを変えることは不可能ではないですが、困難でしょう。これはまさに、子どもの時代からの教育の課題だと思います。</p>	<p>分野別施策3の施策の基本的方向、（4）広報・啓発活動の推進に記載しておりますとおり、幅広い広報・啓発活動を推進してまいります。</p>
谷川 陽美	<p><b>現状と課題</b></p> <p>当事者の意見を活用して共に決めて行くということについて…</p> <p>→ バリアフリーについて、当事者の意見を聞き活用していくことは当然大切なことですが、PDCAサイクルになっていないように思います。国の基本計画でもPDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みと明記されています。「持続的・</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>本市としても、障害者の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応するため、当事者が参加し、当事者の意見を活用して共に決めていく過程を経ながら、<u>持続的・段階的・継続的に</u>バリアフリー化を発展させていくことが必要です。</p>

	<p>段階的」ということに加える必要があると思います。例えば、聴覚障害者のためにタブレットが各区福祉課窓口を設置されましたが、活用についての理解が進んでいないという現状があります。聴覚障害者の意見を聞きタブレットを設置したことで終わっており、それがどう活用されているかチェックし、もし活用が進んでいないのであれば、なぜ活用されていないのか次のアクションに進めるべきだと思います。このような事例が他にもあると思います。</p>	
渡邊 理恵子	<p><b>現状と課題</b></p> <p>「住まいの場を確保する」というようなことがすごく書かれているのですが、どこで暮らすかということ自分で選ぶことができるようにというのが全く触れられていないと思ひまして計画のなかにそこは触れたほうがいいのではないかと、障害者権利条約にしっかり書かれていることなのでそこは触れたほうがいいのではないかというふうに感じました。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>障害者が地域の中で希望する暮らしを自分で選び、安心した生活を営むためには、地域において生活ができる多様な暮らしの場の確保は極めて重要な課題です。</p>
加藤 淳	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(2) 住宅・住環境の整備の推進</p> <p>・会議でも述べましたが、そもそも乳幼児の子育ては大事業です。そしてその子どもに発達障害の遅れや障害が認められ、特別な配慮が必要な場合はどうでしょうか。飛び跳ねたり、泣き叫んだり、近隣トラブルが原因となる転居を経験される方は少なくありません。公共住宅の空室をグループホームや福祉住宅のへという話題がありましたが、防音対策等を施した「子育て世代向け住宅」などの整備をお願いしたいです。</p>	<p>分野別施策3の施策の基本的方向、(4) 広報・啓発活動の推進に記載しておりますとおり、幅広い広報・啓発活動を推進してまいります。また、子育て家庭が地域で安心して生活できるよう支援を行うことについては、重要な視点であると認識しておりますが、ご意見として承ります。</p>

<p>新井 美千代</p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 福祉環境整備の促進</p> <p>① 全ての人々が利用しやすい都市環境整備の促進</p> <p>イ 公共交通機関におけるバリアフリー化の推進</p> <p>また、名古屋市内の施設等のバリアフリー情報を発信する市ウェブサイトにおいて、障害者の利用に配慮された建物の啓発に努めます。</p> <p>→ 「・・・配慮された建物の啓発」という表現はおかしくないでしょうか？</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>また、名古屋市内の施設等のバリアフリー情報を発信する市ウェブサイトにおいて、<u>障害者の利用に配慮された施設等</u>を周知し、その内容の啓発に努めます。</p>
<p>加藤 淳</p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 福祉環境整備の促進</p> <p>② 人的支援によるバリアフリーの充実</p> <p>③ 移動円滑化のための面的な整備の推進</p> <p>合わせて、「移動支援」について子どもの場合は保護者の責任とされていますが、発達の遅れや障害のある子どもを連れて公共交通機関を利用することは困難なことであります。障害者手帳に付随する無料パスやタクシー券もうまく使えない、量が足りないなど柔軟な利用が可能であるといいと思います。さらに、第三者、専門家を配した「移動支援」の充実を望むものです。付き添いで足りる場合もありますが、保護者が身動き取れない場合の子どもだけの移動支援（通園、通学をふくむ）の拡充は急務です。</p>	<p>障害児も含め移動支援につきましては、委員のご指摘の通り課題があるものと認識しております。移動支援に関しましては委員以外からも様々なご意見ご要望を頂いているところでありますので、課題の解決に向けて検討してまいります。</p>
<p>谷川 陽美</p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 福祉環境整備の促進</p> <p>③ 移動円滑化のための面的な整備の推進</p> <p>イ バリアフリーのまちづくり</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>行政だけではなく、当事者や事業者なども共に参加し、地域全体における面的なバリアフリーを促進します。</p>

	<p>に向けた取り組み強化</p> <p>ウ 福祉施設など周辺の面的なバリアフリーの推進</p> <p>→ これらについて当事者の参画を文言として明確に入れるべきことと、福祉施設だけでなく公的な施設についても含むことを明確にすべきだと思います。具体的に、千種区役所周辺の信号機の視覚障害者対応ができていないという事例がありました。</p>	<p>ウ 福祉施設など周辺の面的なバリアフリーの推進</p> <p>福祉施設や公共性の高い施設など周辺の一定地区内をユニバーサルゾーンとして設定し、施設関係者、地域住民、障害者、警察、事業者などが協議し、歩行者優先の発想による歩道空間の整備（セイフティライプロード事業）の推進や障害者福祉の啓発を重点的に実施することにより、面的なバリアフリーを推進します。</p>
樋口 恵一	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 福祉環境整備の促進</p> <p>公共交通、タクシー、福祉有償運送、いろいろな移動支援メニューを充実させる、実現させるという点は今後の名古屋市にとって非常に大事なことだというふうに思いますし、必要なことなのではないかなと思いますので、例えば 17 ページの施策体系の中にも、①②③あるのですが、その1つに例えば抜け目のない移動支援サービスの実現というふうな項目が上がってくると、より安心感も増してソフト的な対応もできてくるのではないかなというふうに思っている</p>	<p>公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、福祉特別乗車券や重度障害者タクシー利用券の交付により社会参加に努めてまいります。</p>
岡田 ひろみ	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(2) 住宅・住環境の整備の推進</p> <p>①グループホームの充実</p> <p>→ 自閉症発達障害の人のお試しグループホームは、難しい。コミュニケーションを取るのが苦手な人たちなので、グループホームの利用は難しい。一人暮らしのアパートのお試しを（最初は数日から1週間）繰り返して、一人暮らしの自信つけていく方法を取り入れていただきたいので、その人に合わせた地域での暮らし方を</p>	<p>地域生活支援拠点事業においては、事業で培ったノウハウを各地域生活支援拠点事業所で共有するほか、新規の整備にあたってはレイアウト等を工夫し、様々な障害種別の方が体験利用の場として利用できるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、お試しグループホームを始めたとしたグループホームの体験型利用にあたりましては、年間5.0日以内、連続利用30日以内という条件の中ではありますが、少しずつ利用期間を延ばしていくなど、利用者の事情に合</p>

	<p>する。また、日中滞在型グループホームは、重度の障害の方の体を動かさないと、本当に良いことか、疑問視される。</p>	<p>わせた期間での体験利用が可能です。</p> <p>また、日中サービス支援型グループホームにつきましては、質の向上を図ることを目的に、定期的(年1回以上)に学識経験者等で構成される評価会議を行っており、実施状況の確認や助言等を行っているところです。</p>
谷川 陽美	<p><b>必要な資料</b> グループホームについて</p> <p>グループホームの実態について、資料があると良いと思います。実際にどれくらい増えており、定員に達していないグループホームがどのくらいあるのか、営利企業の運営と非営利法人の比率等現在のグループホームの実態がわかると良いと思いました。</p> <p><b>理由</b></p> <p>先般の行政の方からの説明の通りグループホームが増えており質が問われているという実態があります。一方で、先般の会議の中で、障害によっては不足しているという意見もあったため、実態が分かった方が今後のサービス量を考える際の参考になると、思います。</p>	<p>障害者グループホーム入居状況(令和5年1月1日現在)及び障害者グループホーム入居状況推移を提供します。</p>
荒川 浩平	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(3) 選挙における配慮</p> <p>→ 国に訴えるべき問題だとは思いますが、選挙は投票所だけでやる必要はないのではないのでしょうか。これだけインターネットサービスが広まっている現代で、なぜネット投票が実現できないのでしょうか。ネットが難しければ、葉書に書いて投函する方法もあるかと思えます。そうすれば、笹川委員の言われていた選挙が憂鬱になる方も減らせます。車いすなどで投票所に行かなければならない方は行くだけでもとても大変なことだと思います。参加し</p>	<p>選挙における投票の仕組みについては、公職選挙法という法律で全国一律で決まっており、自治体の裁量で変えることができないことになっています。</p> <p>一方で、インターネットを利用した投票は場所を選ばず投票所にも行くことなく投票ができることから、希望する声が多いことは承知しております。</p> <p>しかしながら、公職選挙法を所管する国(総務省)の見解としては、投票管理者や立会人の下で行うことが原則の投票を、特段の要件なく、投票することの是非(本人確認方法、投票の</p>

	<p>やすくなれば投票率も上がり、国民の声が広く反映されます。若者の選挙離れが話題に上がっています。もっと教育の場で政治や選挙の大切さを学ぶ機会を増やしていくべきだと思います。色々な政策が自分たちの生活や、障害者の生活に大きな影響があることを学んでいける仕組みができるといいと思います。名古屋市としてはどうお考えでしょうか。よろしく願いいたします。</p>	<p>強要やなりすまし投票への対策) や、有権者の規模が大きいと、一斉アクセスなどに対応できる大容量のシステム整備(選挙期間中のシステムのフリーズ対策、不正アクセスへの対策、改ざん防止対策)といった課題があるとしており、国内でのインターネット投票については、実現の目途は立っていません。</p> <p>現在、国においては、海外に住んでいる方の投票をインターネット投票によることができないかは検討されており、これについては実証実験も行われておりますので、本市としては、今後の国の動向を注視して参りたいと考えております。</p>
<p>笹川 純子</p>	<p><u>施策の基本的方向</u></p> <p>(3) 選挙における配慮</p> <p>① 候補者情報の充実</p> <p>② 投票環境の向上</p> <p>→ ①候補者情報の充実</p> <p>②投票環境の向上</p> <p>③障害(者)理解の向上</p> <p>例として</p> <p>③障害(者)理解の向上</p> <p>→ として、「障害特性に応じた適切な対応ができるよう努める」とか「障害特性に配慮した対応に努める」等の内容を加えていただきたい。</p> <p>[説明と理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投票所の受付において“聴覚障害者への対応方法が分からない”といったケースが何度か続いた。その都度その場で具体的に対応方法を役所職員に伝えたが改善されない。聴覚障害者に限らず他障害者に対しても同様のケースがあるのではないかと(理解不足、差別的な対応含め)。</li> <li>「②投票環境の向上」は、「設備の充</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><u>修正案</u></p> <p>①候補者情報の充実</p> <p>②投票環境の向上</p> <p>③<u>障害(者)理解の向上</u></p> <p><u>投票所に従事する職員の理解と意識を高め、障害特性に応じた適切な対応ができるよう努めます。</u></p>



実”で主にハード面である。人的介助についても触れているが“代理投票”のことであり、情報・コミュニケーション障害に対しては記載内容として不十分である。

- ・このため「③障害（者）理解の向上」を新項目として加え「障害特性に応じた適切な対応ができるよう努める」とか「障害特性に配慮した対応に努める」等の内容を加えていただきたい。または、③の項目追加ではなく「②投票環境の向上」の中に盛り込む形でもよい。

- ・受付係は役所の方でないため、専門的知識・技術は求めている（手話習得含め）。ただ、最低限の理解と対応はお願いしたい。

※ 投票所では事前作成の文字説明以外は会話の必要はない。文字説明の指差しで済む。それ以外に会話が必要であれば筆談に応じる。（それだけで十分である）。

2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

委員名	ご意見	事務局回答
加藤 淳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの視点でこのテーマを考えると、コミュニケーションにかかわる困りごとをいかに解決するかといことがあります。</li> <li>・医療機器としての眼鏡や補聴器、人工内耳には費用上の補助があると思います。他にもうまく伝えられない、受け止められないと言ったことが生じます。その際に、代替コミュニケーションツールを使うことでやり取りが成立する場合があります。タブレットやスマホのアプリの範疇で済むものもありますが、様々なツールが発表されており、それらが、必ずしも手帳の取得をしていない場合でも、気軽に利用できれば、コミュニケーションがうまくいかないことを繰り返すことでおこる二次的な障害さえ防ぐことにもなります。診断、受給者証にかかわる「利用計画」があれば必要なツールを無償、低額で利用できるようにしてください。</li> </ul>	<p>ご意見のとおり、本市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入にあたり必要な費用の一部を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施しております。</p> <p>今後とも、令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進してまいります。</p>
加藤 淳	<p><b>現状と課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度へのアクセシビリティという点で、インクルーシブ教育、インクルーシブ保育の観点から、単に障害の診断名にとらわれず、一人一人の十分なアセスメントを踏まえて、その子どもにふさわしい集団の選択が可能になることを望みます。</li> </ul>	<p>本市では、「なごや子どもの権利条例」において、「子どもの権利は一人一人の発達段階に応じて保障されるものである。」と規定しており、ご意見のとおり、障害児支援を行うに当たっては、本人の最善の方法は何かをしっかりとアセスメントしながら、乳幼児期からの健やかな育成を支援する必要があると認識しております。</p>
笹川 純子	<p><b>現状と課題</b></p> <p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」</p> <p>→ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推</p>	<p>ご指摘の箇所以外に関しましても、法律等の名称表記は、最終文言整理を行います。</p> <p><b>整理の仕方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回目の表記 正式名称と通称名との二重表記。○</li> </ul>

	<p>進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」</p> <p>〔説明と理由〕</p> <p>正式名称だけでなく、関係者および一般人が日頃使用し馴染んでいる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も併記していただきたい。今後もこの名称で広く周知、認知されていくと思われる。国が発信している各情報にも「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の併記または単独記載も多く見受けられる。</p>	<p>〇〇（以下、△△という。）</p> <p>・ 2回目以降の表記 通称名のみの表記。</p>
<p>高嶋 みえ</p>	<p><b>現状と課題</b></p> <p>パソコンや携帯情報端末～のところで、視覚障害や聴覚障害などそれぞれ障害特性に応じた情報～とありますが、</p> <p>→ 重症心身障害の方も、意思疎通の手段としていろいろな機器を使用しています。先日の会議でも他障害の団体の方も発言されていたので、視覚、聴覚は削除し、すべての障害という内容になるように変更して頂きたいです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>パソコンや携帯情報端末などの情報通信機器やインターネット、スマートフォンアプリなどによる情報伝達技術の進歩により、<u>あらゆる障害特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段は多様化し、障害者の社会参加の促進に大きく寄与しています。</u></p>
<p>谷川 陽美</p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 情報のバリアフリー化の推進</p> <p>① 市政情報のバリアフリーの推進</p> <p>イ 広報誌などの情報バリアフリーについて</p> <p>→ 聴覚障害対応として、手話動画の作成も必要だと思います。また、問い合わせ先に電話番号しか明記されていないこともあり、メールアドレスやファックスの問い合わせも必須だと思います。とりわけ緊急性の高い情報や市民へのお知らせについては、文書の</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>イ 広報誌などの情報バリアフリーの推進</p> <p>市が発行するパンフレットなどの紙による広報媒体について印刷物ガイドラインに基づき、点字版や録音版の発行のほか、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのふりがな表記や<u>問い合わせ方法の複数表記</u>、音声コードを付けるなど障害特性に配慮するよう努めます。</p> <p>広報なごやでは、点字版・<u>点字デ</u></p>

	<p>苦手な人もいることから、手話動画も必須です。</p>	<p>一タ・声の広報なごや(デイジー版・音楽CD版)の配布を行うとともに、点字データを市公式ウェブサイト上にて提供します。</p>
新井 美千代	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 情報のバリアフリー化の推進          ② ICT機器利用の促進          パソコンボランティアの名称変更について</p> <p>→ ・「ICTボランティア」との言葉がありました、「デジタルサポーター」「デジタルボランティア」いずれも、「デジサポ」「でじボラ」などと略称が使えます。いかがでしょうか。</p>	<p>パソコンボランティアにおける他自治体の類似事業においてご提案の呼称が使用されていることは把握しております。本市においては、「ICTボランティア」という名称にて事業実施させていただきます。その上で、ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付を行うとともに、ICT機器の操作支援や、地域で活躍する <u>ICTボランティア</u>の養成を行う ICT サポート推進事業の実施等により、障害者の ICT 機器の利用機会の拡大や<u>あらゆる障害特性に対応した ICT 機器</u>を活用したコミュニケーション支援の推進を図ります。</p>
笹川 純子	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(1) 情報のバリアフリー化の推進          ② ICT機器利用の促進</p> <p>「音声認識等 ICT 機器を活用したコミュニケーション支援の推進を図る」旨の項目や内容を入れていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新項目として追加する形でもよいし、現在の項目のまま内容を盛り込む形でもよい。</li> <li>・後者であれば「(1) 情報バリアフリー化の推進」「(2) 情報・意思疎通の支援の充実」どちらでもよい。</li> </ul> <p>[説明と理由]</p> <p>情報伝達技術、特に ICT 機器の進歩は目覚ましく、聴覚障害の世界でも大きな変化が見られる。具体的には“音声認識”の活用で、今後もニーズは高まっていくと思われる。音声認識システムは、個人レベルでの利用もあるが、複数でのコミュニケーションや情報保障の場面における支援でも活かせる。手話通訳や要約筆記の対象とならないケースにも対応できる等、幅広い支援が可能であり、人材育成も含め</p>	

	<p>て今後もその必要性は高まっていくと思う。名古屋市に限らず全国的にもそういった動きはみられる。このため名古屋市の基本計画の中に入れていただきたい。</p>	
谷川 陽美	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(2) 情報・意思疎通の支援の充実</p> <p>① 意志疎通支援に関する支援者の育成活用の推進について</p> <p>→ 視覚障害のある方、とりわけ中途障害の方にとってデージー版は有効で、ニーズも増えています。情報保障のためにも音訳者養成についても人材の育成に入れるべきと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>意思疎通に関して、障害特性に応じた適切な支援ができるよう、従来の手話通訳者や要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等の養成・派遣に加えて、知的障害者や発達障害者など意思疎通支援を必要とする障害者への支援について検討します。</p>
谷川 陽美	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>(2) 情報・意思疎通の支援の充実</p> <p>① 意志疎通支援に関する支援者の育成活用の推進について</p> <p>イ 意志疎通支援に関する支援者の養成等の推進</p> <p>→ 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員に加え、音声入力支援者も加えていただくか。もしくは等で表現していただきたい。ここ数年、音声認識システムが発展しており必要な人材となっています。</p>	<p>障害者の意思疎通支援をする人材に含まれるものをご理解していただければと思います。</p>

3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進

委員名	ご意見	事務局回答
<p>笹川 純子</p>	<p><b>現状と課題</b>            障害者が地域で安心した生活を営むためには…            → 障害者が地域で安心した自立生活を営むためには…            [説明と理由]            第4次の「自立」から「安心」に変わっているが、「自立」もキーワードなので、外さず「自立生活」としてはいいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。  <b>修正案</b>            障害者が地域で安心して自立した日常生活を営むためには、障害を理由とする差別の解消や、障害者虐待の防止などの取り組みが大変重要です。</p>
<p>谷川 陽美</p>	<p><b>施策の基本的方向</b>            (1) 事業者及び市民の理解促進            ③事業者及び市民の理解促進            ア 事業者の理解促進            → 事業者による合理的配慮の提供の義務化について、指定管理事業者等公共施設や民間事業者であっても公共性の高いものについては補助があってもよいのではないかと思います。</p>	<p>民間事業者による合理的配慮の提供が適切に行われるよう、支援の方法を検討してまいります。</p>
<p>笹川 純子</p>	<p><b>施策の基本的方向</b>            (2) 障害者虐待の防止            → (2) 障害児・者虐待の防止            [説明と理由]            ・福祉計画は障害児も含むため。            ・過去に起きた名古屋市の養護学校における生徒への暴力(虐待)事件の教訓から。</p>	<p>この計画では、障害者基本法に則り、障害児に関わることについても、障害者としての表記に統一していること、障害者虐待防止法に障害児も含まれているため、現行の表記で整理しました。</p>
<p>渡邊 理恵子</p>	<p><b>施策の基本的方向</b>            (2) 障害者虐待の防止 について            第4次計画で記載されている下記の文は、削除しなければならない理由がなければ、第5次計画でも記載した方がよいのではないかと思います。今後も引き続き必要な取組ではないかと思います。            「さらに、障害者差別の解消と一体</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。  <b>修正案</b>  <u>さらに、障害者差別の解消と一体的に障害特性に対する理解促進や障害者の人権に対する啓発などに取り組むことで、障害者虐待の防止に努めます。</u></p>

	的に障害特性に対する理解促進や障害者の人権に対する啓発などに取り組むことで、障害者虐待の防止に努めます。』	
岡田 ひろみ	<p><u>施策の基本的方向</u></p> <p>(2) 障害者虐待の防止</p> <p>②施設従事者等による虐待の対応</p> <p>施設従事者による虐待は、障害特性の理解促進・人権啓発と共に、勤務体制の見直しなどを行い、働きやすい環境を整備する必要がある。</p>	<p>市基準条例において、障害福祉サービス事業者に対し利用者の障害特性に関する理解を深めるための研修の実施を義務付けております。今後とも、定期的な実地指導等を通じ、研修内容の充実を図る他、運営に関する相談等に対し、適切な助言を行っていくことにより、事業者運営における質の向上の推進に努めてまいります。</p> <p>その上で、ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><u>修正案</u></p> <p>②施設従事者等による虐待の対応</p> <p>施設従事者等に対して、障害特性に対する理解促進や障害者の人権に対する啓発などに取り組むとともに、<u>職員が働きやすい環境を整備することで、障害者虐待の防止に努めます。</u></p>
田野 慶太	<p><u>施策の基本的方向</u></p> <p>(2) 障害者虐待の防止</p> <p>医療機関の通報義務等についての記載はどこまでできるのか。また記載する必要性は。</p>	<p>分野別施策5 保健・医療の推進にて記載します。</p>
渡邊 理恵子	<p><u>施策の基本的方向</u></p> <p>(3) 権利擁護の推進</p> <p>権利擁護センターの運営や成年後見制度の利用促進についてのみ記載がされています。権利擁護の促進というテーマであれば、契約や金銭管理の面ばかりの記載ではなく、意思決定支援にもふれた方が良くと思います。</p>	<p>今回のご意見を踏まえ、分野別施策4における議論後のご意見を踏まえ、検討します。</p>
濱田 智恵実	<p><u>施策の基本的方向</u></p> <p>(4) 広報・啓発活動の推進</p> <p>カ 「障害のある人を理解し、接するためのガイドブック」(こんなときどうする?)の活用</p>	<p>ご意見のとおり、修正します。</p> <p><u>修正後</u></p> <p>カ 「<u>障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック</u>」(こんなときどうする?)の</p>

	<p>こんなときどうする？の名称が古いままではないか。</p>	<p>活用</p> <p>「<u>障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック（こんなときどうする？）</u>」の活用を図り、障害や障害者に対する理解と意識を高めます。</p>
加藤 淳	<p><u>施策の基本的方向</u></p> <p>・差別の解消については、わが子の「障害の受容」が個人の在り様だけではなく、社会の中でどう扱われるのか、将来への不安といった社会的要因に左右されること自体が大きな問題です。修正前診断（NIPT）の受診者のうち、結果が陽性の場合90%以上が妊娠の継続を望まないという事実は検査そのものが差別を助長する実態が垣間見えます。</p>	<p>分野別施策3の施策の基本的方向（4）広報・啓発活動の推進に記載しておりますとおり、幅広い広報・啓発活動を推進してまいります。</p>
加藤 淳	<p><u>施策の基本的方向</u></p> <p>・「差別」は個人の感覚の中に根強くありますが、それは自然の摂理・真実として醸成されたものではなく、その社会が持つ価値観を強く反映しています。「障害は自己責任」としたり顔でいう大人の考えを変えるのは困難で、期待できないのかもしれない。ならば、子どもたちへの教育の中身が問われます。人は生き永らえる限り高齢者になるし、高齢者になれば多くの障害者になるというあたり前のことを想像できないはずはありません。差別をする大人に、そんな意見はおかしいと考えられる子どもを育てる。それは想像力の欠如であまりにも未熟であると気づかせる社会価値観をつくる。名古屋の子どもは「差別」なんか知らない。そんな名古屋にしたいと思えます。</p>	<p>分野別施策3の施策の基本的方向（4）広報・啓発活動の推進に記載しておりますとおり、幅広い広報・啓発活動を進めて参ります。</p>



<p>加藤 淳</p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>・子育て、保育、教育、の様々な場面で「障害」または「発達特性」を理由に排除される場面は山ほどありますが、子ども、家族には責任はありません。職員配置基準などの条件が不十分なことでそれらが生じています。「子どもや保護者のせい」のような発言が許されない社会をつくるための広報、発信、教育を実施してください。</p>	<p>分野別施策3の施策の基本的方向、(4) 広報・啓発活動の推進に記載しておりますとおり、幅広い広報・啓発活動を推進してまいります。</p>
-------------	--	---

その他全体について

委員名	ご意見	事務局回答
谷川 陽美	<p>スポーツ活動、文化芸術活動についての項目に盛り込むのでしょうか。</p> <p>→ 東京パラリンピックの開催後であることやアジアパラリンピックの開催もひかえていること、また障害のある方の文化活動も盛んになっていることからふれるべき事だと思います。</p>	<p>分野別施策4にて記載します。</p>
谷川 陽美	<p>高齢問題については、保健・医療のところに盛り込む予定でしょうか。</p> <p>→ 障害当事者や家族の高齢化だけでなくサポートする側の高齢化も進んでいます。そのこともふまえ検討すべき事と思います。</p>	<p>分野別施策4にて記載します。</p>
松岡 延昌	<p>会議のスピーチが早く、会議で質問したかったのですが、出来ませんでした。できれば、名前を呼んでいただき、「質問はありませんか」と聞いてください。</p>	<p>今一度、分かりやすい会議運営を心がけます。</p>
岡田 ひろみ	<p><b>総論部分</b>            障害基本計画・障害児福祉計画            基本理念            (6) 福祉人材の確保・定着            → 働きやすい職場環境、勤務体制の見直しなどを加えていただきたい。</p>	<p>本市では、強度行動障害者支援事業として、専門支援員の派遣を始め、事業所からの相談窓口の設置や職員向けの研修を行っており、また、事業所における強度行動障害を有する者の受入れを一層促進するため、人件費等を補助する制度も実施しているところではあります。</p> <p>令和5年度より新たに開始した介護・障害福祉奨学金返済事業等と併せ、働きやすい職場環境の整備や人材確保・定着を図れるよう引き続き努めてまいりたいと考えています。</p> <p>具体的な記載につきましては、障害福祉計画・障害児福祉計画の活動指標で検討してまいりたいと存じます。</p> <p>基本理念の本文につきましては、委員からのご意見を踏まえ、以下のように修正させていただきます。</p>

		<p><b>修正案</b></p> <p>研修、多職種間の連携、魅力的な職場であることの積極的な周知広報等を行うとともに、障害福祉現場における<u>働きやすい職場環境の整備</u>や、ICT・ロボット導入による事務負担の軽減、業務の効率化に協力して取り組んでまいります。</p>
<p>岡田 ひろみ</p>	<p><b>総論部分</b></p> <p>障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方</p> <p>発達障害等に対する支援</p> <p>各ライフステージにおいて</p> <p>→ 発達障害者が各ライフステージの必要なところで、一人ひとり違う障害特性に合わせた支援を受け、その人らしく生活していくように努めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。</p> <p><b>修正案</b></p> <p>発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が、各ライフステージにおいて、可能な限り、身近な場所において、必要な時期に、<u>個々の障害特性に応じた必要な支援</u>を受けられるように努めます。</p>

障害者グループホーム入居状況推移

調査基準日	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.1.1
事業所数（か所）	136	167	186	231	262	288
住居数（か所）※1	400	478	549	650	740	821
総定員（人）	2,016	2,397	2,792	3,310	3,799	4,207
総入居者数（人）※2	1,845	2,117	2,453	2,839	3,245	3,517
充足率	91.52%	88.32%	87.86%	85.77%	85.42%	83.60%

※1 本市が指定する事業所で市外に所在する住居を含めない。

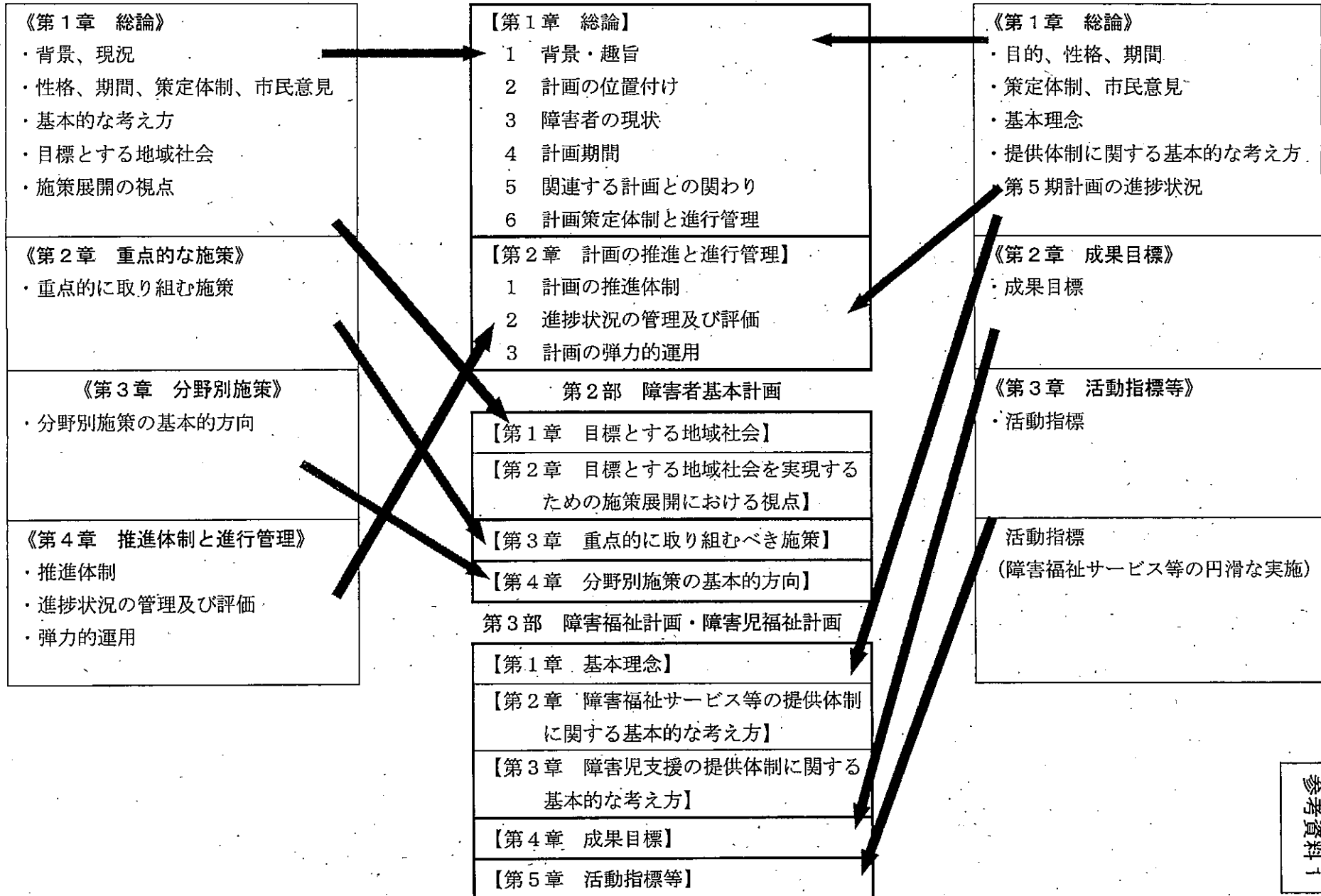
※2 市外支給決定者を含む。

障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的策定した場合の構成イメージ

【障害基本計画】

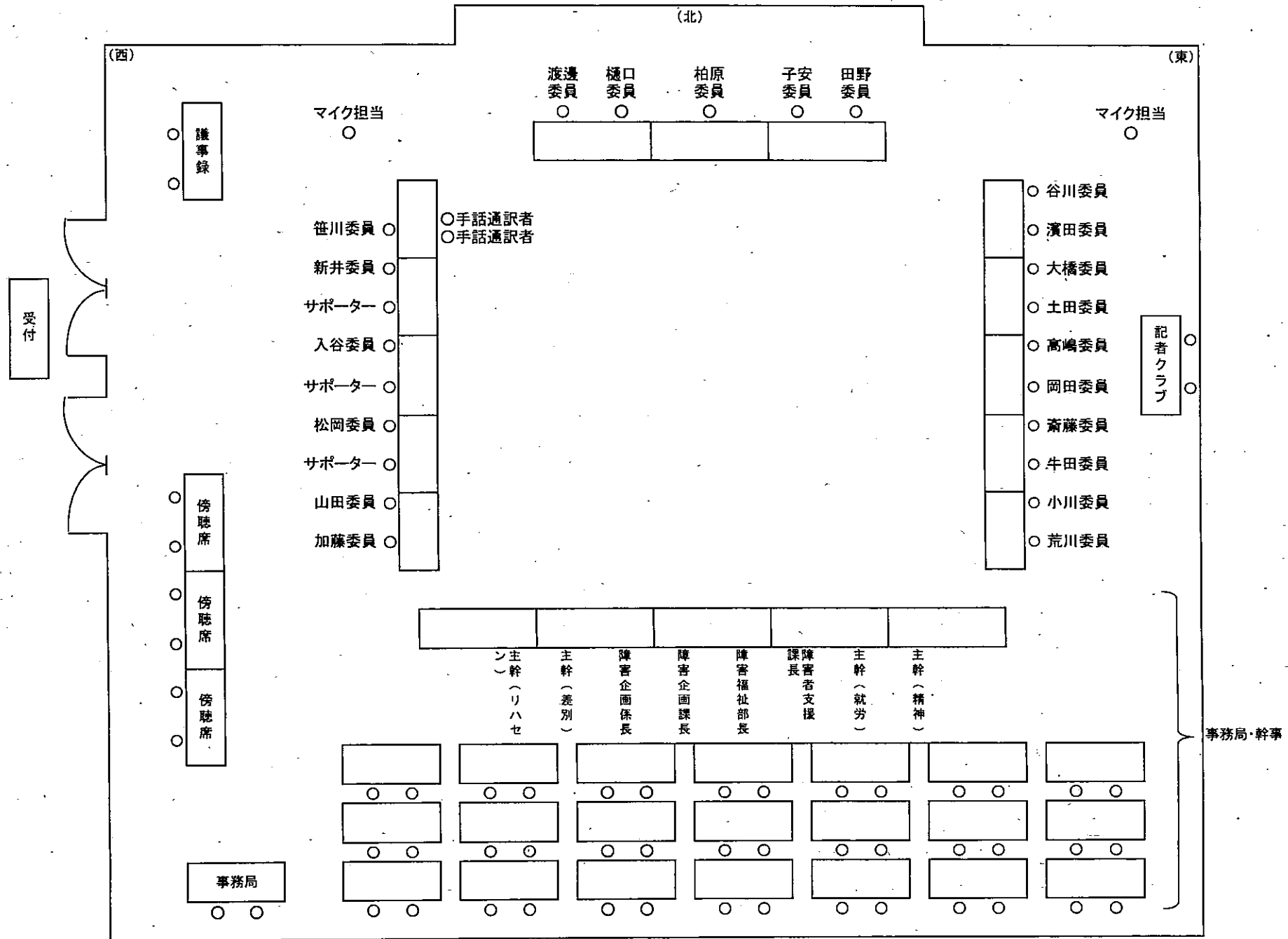
【一体的策定後のイメージ】

【障害福祉計画・障害児福祉計画】



参考資料1

第2回名古屋市障害者施策推進協議会専門部会 座席表



## 障害者施策推進協議会専門部会を傍聴する際の注意事項

- 1 ポスター、ビラ、拡声器の類を所持している者のほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。
- 2 傍聴者は会議場においては、静粛を旨とするとともに、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
  - (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。但し、会長が許可した場合はこの限りでない。
- 4 傍聴者は、会が傍聴を認めないと決定した議題について審議等を行おうとする場合は、直ちに会議場から退場しなければならない。
- 5 傍聴者は、会長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。
- 6 傍聴者がこの要項の規定に違反した場合、会長は傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。
- 7 傍聴者が前項の規定による命令または前条の指示に従わないときは、会長はその者に対して会議場からの退場を命じることができる。